令和元年6月市議会 総務委員会資料

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算(第2号)

【目次】

- (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費
 - 2 市民活動推進費
 - 1 コミュニティ助成事業費補助金 ・・ P1 ~ P2 (参考) 平成 31 年度コミュニティ助成事業実施要綱
 - \cdots P3 \sim P9
- (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉総務費
 - 1 人権啓発費
 - 1 パートナーシップ制度推進費 · · · P10 ~ P16
 - 3 【単独】更生保護施設整備事業費補助金
 - 1 更生保護施設改築 ・・・・・・ P17 ~ P20
- (款) 10教育費 (項) 7保健体育費 (目) 4体育施設費
 - 1 【単独】体育施設整備事業費
 - 1 野母崎小中学校屋外運動場整備 ・・ P21 ~ P24

市民生活部 令和元年6月

•

	7	算説明	事業名	補正額		
ページ	款	項	. 目	番号	一 	竹田工工
30~31	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2–1	コミュニティ助成事業費補助金	千円 2, 100

1 概 要

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会におけるコミュニティ活動に直接必要な備品の整備に係る経費について助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図る。

2 事業内容

(1) 自治会活動用具整備費補助金(一般コミュニティ助成事業)

ア 対象団体 鶴見台自治会

イ 事業内容 コミュニティ活動備品の整備

ウ 総事業費 2,158千円

工 購入備品一覧

番号	品名	数量
1	テーブル	2 5 台
2	椅子	80脚
3	椅子専用台車	4台
4	ワンタッチテント(自治会名入り)	5 張

オ 補助率 10/10 (※助成申請額は、10万円単位)

力 補助金額 2,100千円

3 財源内訳

総事	事業費	予算		財	源内	訳		対象団体
	①	計上額 ②	国庫 支出金	県 支出金	地方債	その他 ※	一般 財源	負担額 ①一②
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
2	, 158	2, 100			<u> </u>	2, 100		58

※ 一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業助成金

鶴見台自治会 活動備品イメージ図





平成31年度コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)は、宝くじの 社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な 備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地 域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ 活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与す るものとする。

第2 助成事業

- 1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。
- (1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治 意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建 築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動 に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等(建築物、消耗 品は除く)の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に 関する事業。

才, 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実 践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア、共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい 者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等(建築物、 消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施 する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街の魅力や集客力の向 上に資する設備等の整備に関する事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ 他の団体の模範となるソフト事業。

- 2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)
- (3) 平成31年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じ。)、広城連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

- 1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
- (1) 一般コミュニティ助成事業 市(区) 町村又は市(区) 町村が認めるコミュニティ組織
- (2) コミュニティセンター助成事業 市(区) 町村又は市(区) 町村が認めるコミュニティ組織
- (3) 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

- ア. 市(区) 町村又は市(区) 町村が認める自主防災組織
- イ. 消防団を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- ウ. 市(区) 町村、広域連合及び一部事務組合
- エ. 市(区) 町村、広域連合及び一部事務組合
- オ. 女性消防隊を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- カ. 少年消防クラブを有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- (4) 青少年健全育成助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

- ア. 市(区) 町村
- イ. ソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の 規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。その他の事業は市(区)町村。
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委 員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市(区) 町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体 1 団体あたり、申請は 1 件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業(第 2 の 1 (3)、(5)は各事業区分)につき 1 件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

- 1. 一般コミュニティ助成事業 100 万円から 250 万円まで
- 2. コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。
- 3. 地域防災組織育成助成事業 第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30 万円から 200 万円まで
 - イ.50 万円から100 万円まで
 - ウ. 100 万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60 万円まで。
 - エ. 40 万円まで
 - オ. 100 万円まで
 - カ.100万円まで

- 4. 青少年健全育成助成事業 30万円から100万円まで
- 地域づくり助成事業
 第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000 万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500 万円まで。
 - イ. ソフト事業の場合は200万円まで。その他の事業は1,000万円まで。
- 6. 地域の芸術環境づくり助成事業 500 万円まで
- 7. 地域国際化推進助成事業 200 万円まで

第6 助成対象経費

- 1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
- 2. 次のものは助成対象外の経費とする。
- (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、 外構工事に要する費用。
- (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

- 1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は 設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、 宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
- 2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書(別記様式第1号)を、都道府県知事を経由して、自 治総合センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。また、都道府 県知事は、助成申請書と併せて副申書(別記様式第2号)を、理事長に提出するものと する。

第9 助成の決定

- 1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
- 3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府 県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
- 4.1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

- 1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書(別記様式第4号)を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
- 2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府 県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書(別記様式第3号)を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

	予	算説明	事業名	補正額		
ページ	款	項	目	番号	7 * 4	IM III DK
34~35	3 民生費	1 社 会 福祉費	1 社会福祉 総務費	1-1	パートナーシップ制度 推進費	千円 450

1 概 要

パートナーシップ制度(※)を導入するにあたり、性的少数者の現状や手続きの方法などを周知するための冊子を作成する。

※互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあう関係(以下「パートナーシップ関係」という。)の性的少数者のカップルに対し、二人が行うパートナーシップ関係の宣誓の事実を行政が承認する制度。

2 事業内容及び事業費内訳

(1)事業内容

性的少数者のカップルが二人の関係性を公的に証明する制度がないため、日常生活の様々な場面で抱える支障を軽減することを目的に、二人の関係性を客観的に認める制度として「パートナーシップ制度」を導入することとしたが、この制度が有効活用されるためには、性的少数者に対する市民の理解や事業者の協力が不可欠であるため、導入に合わせて周知用冊子を作成する。

(2)事業費内訳

ア 周知用冊子印刷製本費

389千円

(ア)市民向け

印刷製本費 4,000 部

内容等 制度概要、利用方法、性的少数者の基礎知識等 A5 冊子 16P 配布先 市民 2,500 部、出先機関設置 1,300 部、関係団体 200 部

(イ)事業者向け

印刷製本費 4,000 部

内容等 制度概要、事業者としての制度活用促進、性的少数者の基礎知識等 A5 冊子 16P

配布先 事業者 3,500 部、セミナー等 500 部

イ 資料送料

17千円

ウ 消耗品(証明書用紙、ラミネートフィルム、ラミネーター等)

44千円

総事業費450千円

3 スケジュール

2019	4月	5 月	6 月	7月	8月	9月					
		〇庁内関	系課へ制度の	有効活用に向(ナた協力依頼						
庁内	〇要綱制定										
		周知期間	『(HP,広報なが	さき8月号等)<===	──── > ○施行					
李	O4/	/25 第 1 回審議	会(パートナー	シップ制度概	要に関する意	見聴取)					
護会				〇第	2回審議会						
会	1			(制	」度説明/意見』	聴取)					
			0:	補正予算計上							
議会		•	. (周知用冊子作	成費、制度説	明)					
-											

4 財源内訳

		財	源 内	訳	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
450	_	_	_	_	450

パートナーシップ制度について

1 人権課題とは

世界人権宣言第2条

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法 14条

すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は 門地により、政治的、経済的又は社会的 関係において、差別されない。

法務省が掲げる主な人権課題

①女性

⑦外国人

②子ども

⑧HIV感染者・ハンセン病患者等

③高齢者

⑨刑を終えて出所した人

④障害のある人

⑩犯罪被害者等

⑤同和問題

⑪インターネットによる人権侵害

⑥アイヌの人々

(12)ホームレス

13性的指向

4)性同一性障害者

⑤北朝鮮当局によって拉致された被害者等

⑥人身取引(トラフィッキング)

(7)東日本大震災に起因する人権問題

第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画 H25~R02)

個別の分野における人権教育・啓発

- (1)女性に関する取組
- (2)子どもに関する取組
- (3) 高齢者に関する取組
- (4) 障害者に関する取組
- (5) 同和問題に関する取組
- (6)外国人に関する取組
- (7)感染症患者等に関する取組
- (8)その他の分野に関する取組

刑を終えて出所した人 犯罪被害者 アイヌの人々

性的少数者

ホームレス…等

2 性的少数者とは

性には次の3つの指標がよく用いられる。

指標	説 明	少数者とされる例
戸籍上の性	主に、出生時に医師が外性器を見て 判断する性。	性分化疾患⇒性分化とは、性染色体に基づき精巣や 卵巣が発育し、男女それぞれに特徴的な内性器や外 性器が造られる過程を指すが、性分化のステップの何 らかにトラブルが生じて起こる疾患のこと。
性自認	自分の性別をどの ように認識してい るか	出生時に割り当てられた性に違和感を持つ人 ⇒性同一性障害者 <u>(トランスジェンダー(T))</u>
性的指向	恋愛や性愛の傾向。異性愛や同性 愛、両性愛等	女性に恋愛感情を抱く女性⇒ <u>レズビアン(L)</u> 男性に恋愛感情を抱く男性⇒ <u>ゲイ(G)</u> 男女両方に恋愛感情を抱く方⇒ <u>バイセクシュアル(B)</u>

一般的に、戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人もおりその態様は様々である。そのような方々を<u>性的少数者</u>という。

一方、多数派も性の多様性の一部であり、トランスジェンダーの反対はシスジェンダー(戸籍上の性と性自認が一致している人)であり、同性愛者(ホモセクシュアル)に対し、異性愛者はヘテロセクシュアルと呼ばれる。

3 性的少数者の現状と課題

(1)電通ダイバーシティラボ調査 2015 年調査 7.6%(13 人に 1 人) 2018 年調査 8.9%(11 人に 1 人)

(2)生きづらさの主な内容と課題

ア 市民の認識と理解→認識・理解不足から生じる偏見や排除、いじめをなくすために、 いかに啓発を進めるか。

- イ 生活環境の未整備⇒トイレや更衣室等の未整備や男女別の制服により生活しづらい 現状をいかに改善するか。
- ウ 社会制度の未整備⇒同性カップル等には互いをパートナーとして認める制度がないことにより生じる日常生活における支障をいかに軽減できるか。

4 長崎市が取り組もうとしていること

多様性が尊重され、誰もがありのままに自分らしく生きられる社会を目指すには、様々な 人権課題に対し、多様性を尊重するための取り組みを進めていく必要がある。 人権課題のひとつに、性的少数者の方々が抱える生きづらさが挙げられるが、中でも性的 少数者のカップルは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的又は物理的、 かつ、精神的に相互に協力し合う関係であっても、住宅の借り入れや病気入院時等様々な 場面においてパートナーと認められずに支障を抱えている現状がある。

性的少数者のパートナーシップ関係を証明する制度(以下「パートナーシップ制度」という。)によって、性的少数者が抱える社会生活上の支障の解消につながること、また、制度の周知に伴い、普段は気付きにくい性的少数者が一定存在するということの認知につながることは、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められ、多様性が尊重される社会をつくるという観点からは有効であることから、パートナーシップ制度を導入するもの。

5 パートナーシップ制度の概要(案)

	/ツノ前及の恢安(条)
項目。	内 容
趣旨	どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として
	認められ、性の多様性が尊重される社会づくりに努めるという基本理念に基づ
	き、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減するための支援として、パ
	ートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を要綱で定める。
定義	性的少数者:性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生
	時の性と異なる者をいう。
	パートナーシップ:互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又
	は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性
	的少数者である二人の者の関係をいう。
	宣誓:パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナー
	であることを宣誓すること。
対象者	一方又は双方が性的少数者のカップル(※)
要件	1 成人であること。
	2 住所について次のいずれかに該当すること。
	(1) 双方が市内に住所を有していること。
	(2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定して
	いること。
	(3) 双方が市内への転入を予定していること。
	3 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係に
	ないこと。
	4 当事者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をい
	う。)でないこと。
証明内容	パートナーシップ関係であることの宣誓書を受領した事実の証明

- ※双方が性的少数者の例
 - ①戸籍上同性のレズビアンカップルやゲイカップル(双方の性的指向が同性)
 - ②戸籍上異性同士だが、一方が性同一性障害により性自認が女性(男性)であるレズビアンカップル(ゲイカップル)
- ※一方が性的少数者の例
 - ③双方とも戸籍上は女性(男性)だが、一方の性自認は男性(女性)であるカップル (見た目上は異性カップル)
- 6 パートナーシップ制度によって可能となるサービス等の先行自治体例
 - (1) 公営住宅入居
 - (2) 職員の福利厚生
 - (3) 民間サービス
 - ア 顧客向け
 - ・携帯電話や飛行機のマイル等の家族向けサービス適用
 - ·生命保険の受取人指定
 - ・民間病院での入院時の保証人や手術の同意等における家族としての扱い
 - ・住宅ローン夫婦連帯債務制度の利用対象
 - ・自動車保険における配偶者認定による運転者限定割引の適用
 - イ 社員向け
 - 結婚祝い金給付
 - ·結婚休暇付与

パートナーシップ制度に係る今後の事業見通し ◆市民◆ 【目的】 分かりやすい制度説明及び、どのような性的指向や 性的少数者の生きづらさ 性自認であっても、ありのままの姿で受け入れる意識 の醸成。 【方法】 ・冊子(制度概要、利用方法、性的少数者の基礎知 周囲の認識と理解 識)の配布 ・様々な広報媒体(広報紙、ホームページ、 ◆事業者◆ 公式SNS等)を活用した広報活動 【目的】 自治会等各種団体への説明 分かりやすい制度説明及び、事業所における職員 の福利厚生及び顧客向けサービスへの制度適用の 促進。 生活環境の未整備 【方法】 パ 制度の構築 ・冊子等(制度概要、利用方法、性的少数者の基礎知 周知•啓発 識、先行自治体の活用事例)の配布 ・関係事業所(不動産、病院)への協力依頼回り ◆職員◆ ・市内事業所への周知(労政だより、デジメール等) 社会制度の未整備 【目的】 全職員が制度の趣旨を理解し、窓口に訪れたパート ナーに対し適切な対応ができる。また、制度適用事例 を増やす。 【方法】 課長級制度説明会の実施

職員研修の実施

・窓口対応マニュアルの作成 ・適用事例の更なる洗い出し

	予	算説明	書		事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号	学 木 位	7册 北上 哲玩
	3	1	1		【単独】更生保護施設整	千円
36~37	民生費	社 会	社会福祉	3-1	備事業費補助金	
		福祉費	総務費		更生保護施設改築	10, 000

1 概 要

犯罪や非行をした人の改善更生のために一定期間保護し、円滑な社会復帰を支援 する更生保護施設を運営する法人が、当該施設の老朽化に伴い、建替え整備を計画 している。

出所後の帰住先を確保し、再び犯罪に陥らないよう支援することは、市民が安全 安心に暮らせる犯罪のない地域づくりに寄与することから、当該法人に対し、必要 な経費の補助を行うもの。

2 事業内容

(1) 対象団体 更生保護法人 長崎啓成会

(2) 現施設概要 所在地 長崎市田上2丁目12番35号

建築年昭和46年(築48年)

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 510.42㎡

収容定員 男子20人(内訳:成人18人・少年2人)

※法務省の認可を受けた当該施設の運営費は、保護観察所から 支払われる委託費等で賄われる。

(3)整備内容 現地建て替え

構 造 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 970.56㎡

収容定員 男子20人(内訳:成人18人・少年2人)

工 期 令和元年7月~令和2年3月予定

入所開始 令和2年5月予定

(4)総事業費 318,153千円

(5)資金內訳 更生保護法人更生保護事業振興財団助成金155,750千円

公益財団法人JKA補助金

100,000千円

長崎県補助金

10,000千円

長崎市補助金

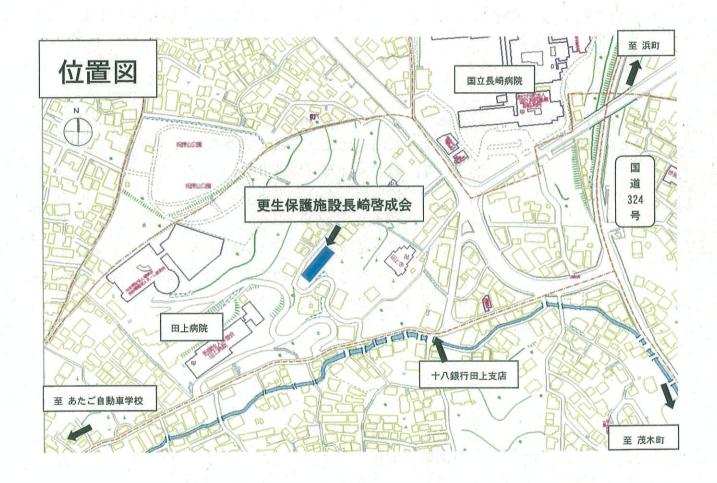
10,000千円

寄附、自己資金

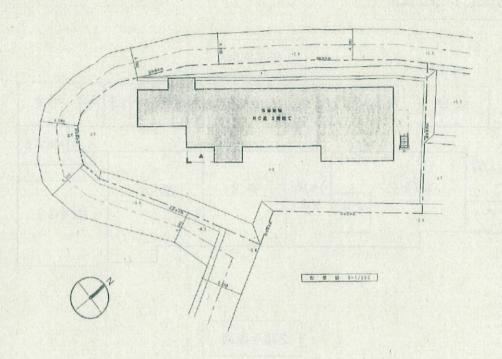
42,403千円

3 事業費内訳

214	財 源 内 訳							
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円			
10, 000	_	_	-	7	10, 000			



現況配置図

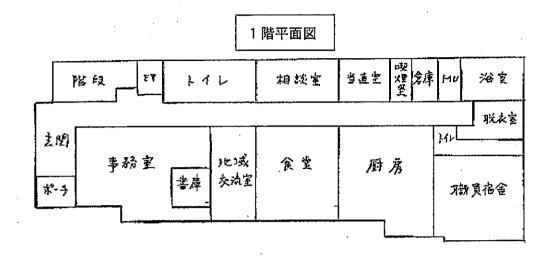


現況写真





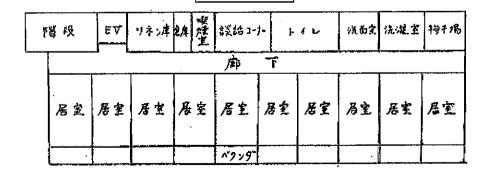
計画平面図



2 階平面図

	路段	Ε¥	リネァ库	始煌	设础。	<i>†</i> }	14	法面定	洗濯室	约平遏
7		·			廊	Ŧ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F	,	
	基室	馬宝	居室	港宝	君宝	居室	居室	居室	雇宝	産室
					バラッダ	7				

3 階平面図



		予算説明	書		7 Hr. 47	7 hir 41
ページ	款	項	目	番号	事業名	予算額
56~57	1 0 教育費	7 保健体育費	4 体育施設費	1-1	【単独】体育施設整 備事業費 野母崎小中学校屋外 運動場整備	千円 44,600

1 概 要

恐竜博物館建設に係る周辺地区整備に伴い、野母崎総合運動公園運動場のスポーツ 利用が制限されることから、代替施設として野母崎小中学校の屋外運動場を夜間利用 できるよう、夜間照明設備を設置し、野母崎総合運動公園運動場利用者の利用環境の 整備を図る。

2 事業内容

(1) 投光器架台5台(2) 投光器23台(3) 電撃殺虫器3台

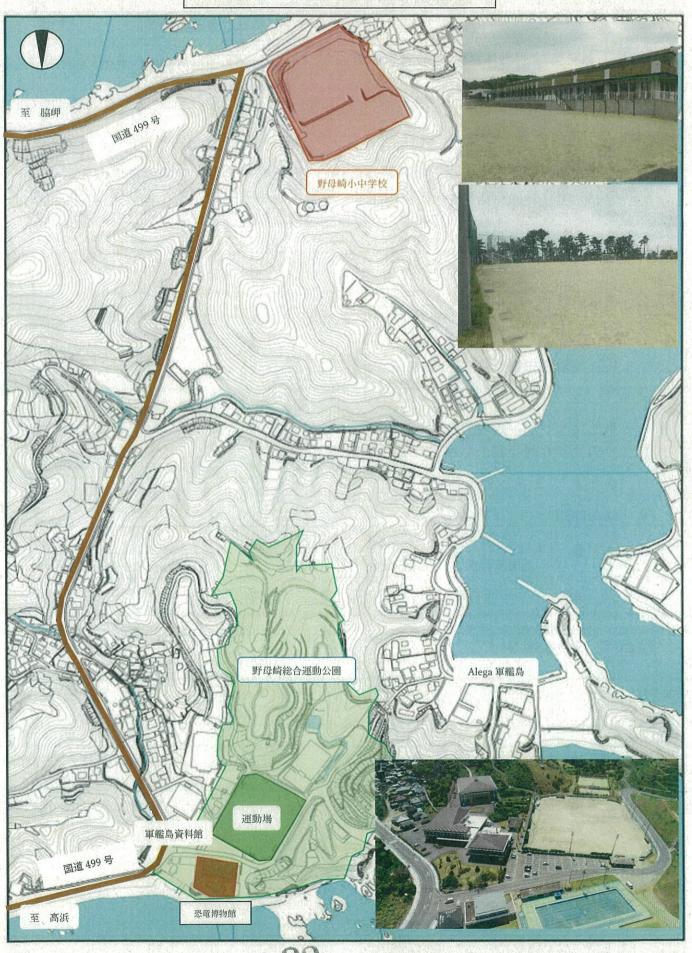
3 施工スケジュール (予定) 令和元年9月下旬~令和2年2月中旬

4 財源内訳

事業費		財	源内	訳	
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 44,600	千 円 一	千円:	千円 4 4, 6 0 0	千 円 -	千円 -

※過疎債 充当率 100%

【単独】体育施設整備事業費 野母崎小中学校屋外運動場整備



全体計画平面図

